

教育研究系の放射線取扱者登録について

本学又は他機関において、放射性同位元素（RI）, 放射光施設・加速器（放射線発生装置）又はX線装置又は電子線照射装置のみを利用する教職員・学生（社会人学生を含む）・研究員は、本学において放射線取扱者として登録する必要があります。登録の流れは下記のとおりです。

記

1登録申請

- ・登録初年度の4, 7, 10, 1月いずれかの時期に、熊本大学ポータル内の「放射線取扱者個人管理システム(PMSR)」において登録申請を行う。
- ・次年度も登録の継続を希望する場合、3月中に同システムにおいて更新登録申請をする。

※熊本大学IDを持っていない方は、PMSRにおける登録申請ができないため、最寄りのRI施設に問い合わせること。

※登録区分：初めての登録は「新規登録申請」、2回目以降の登録は「更新登録申請」。

※放射線取扱者の分類：放射線業務従事者又は監視区域専従作業者。登録施設に応じて、いずれかを選択する（放射線施設一覧(<http://www.kri.kumamoto-u.ac.jp/notes/shisetsu.pdf>)を参照）。

2健康診断

- ・登録初年度の4, 7, 10, 1月いずれかの時期に、健康診断を受診する。ただし、監視区域専従作業者は対象外。項目は、問診・血液検査・眼及び皮膚の検診である。
- ・登録後も、定期の健康診断（7月期及び1月期）を受診する。
- ・教職員及び研究員は、登録2年目以降、Web問診を受診し、異常がなかった場合、血液検査を免除できる。ただし、学生はWeb問診の対象外で、登録初年度と同様の要領で健康診断を受診する。
- ・健康診断を受診できない場合、あらかじめ、最寄りのアイソトープ施設に申し出ること。

3教育訓練

- ・登録初年度の4, 7, 10, 1月いずれかの時期に、下記の取扱区分に該当する講習を受講する。

(講習A) 取扱区分：RI, 放射線発生装置

(講習X) 取扱区分：X線装置又は電子線照射装置

- ・次年度も登録の継続を希望する場合、3月に実施される更新用の教育訓練を受講する。

4放射線取扱者手帳

- ・1～3の手続きが完了後、登録が完了する。登録後、放射線取扱者手帳が交付される。
- ・放射線業務従事者の場合は、個人被ばく線量計（ガラスバッジ）が交付される。ガラスバッジは、管理区域に立ち入る間継続して着用する。
- ・放射線取扱者手帳には、健康診断結果、教育訓練受講票及び被ばく線量測定結果（管理区域に立ち入った月のみ交付）を貼付して保管する。

問合せ先：アイソトープ総合施設6513